

三重県サービス付き高齢者向け住宅登録基準

三重県においてサービス付き高齢者向け住宅を登録する場合は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第7条(登録の基準等)、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(以下「規則」という。)による他、以下の基準を満たすものとする。

1.各居住部分の基準

- (1) 面積の算定は、壁芯方法によるものとし、パイプスペースはすべて除くものとする。
- (2) 洗面設備は、台所と一体ではなく個別のものとする。
- (3) 収納設備は、底面積 0.7 m²以上かつ容積 1.2 m³以上を確保し、造り付けのものとする。(棚のみのものは不可)

2.各居住部分の床面積が 18 m²以上 25 m²未満の場合において「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合」とみなされる場合の基準(規則第8条)

- (1) 入居者が共同して利用する居間、食堂、台所、洗濯室等の床面積の合計(廊下、トイレ、浴室、脱衣室、収納設備、パイプスペースは除く)について、次の式で求められる面積以上を確保すること。

$$\text{共同利用部分の必要面積(m}^2\text{)} = 25 \text{ m}^2\text{未満の居室の定員} \times 3(\text{m}^2)$$

- (2) 入居者が建物の外に出ることなく、共同して利用する居間、食堂、台所、洗濯室等へ移動することが可能であること。

3.各居住部分に台所、収納設備又は浴室を備えていない場合において、「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とみなされる場合の基準(規則第9条)

(1)台所

- ・ 居住部分のある階ごとに設けること。ただし、各階の定員が9名以下の場合はこの限りでない。(食事提供サービスを実施している場合は建物内に1箇所以上で可)

(2)収納設備

- ・ 収納設備を備えていない居住部分のある階ごとに備えていること。
- ・ 入居者が個別に施錠可能なものを、各居住部分数と同数以上設けること。(1 居住部分につき底面積 0.7 m²以上かつ容積 1.2 m³以上を確保し、造り付けのものとすること。(棚のみのものは不可))

(3)浴室

浴室は個別浴室を原則とするが、個別浴室に替え共同浴場を設けることもできる。

①個別浴室のみ設置する場合

- 次の式により求められる箇所数以上を確保すること。

$$\text{必要箇所数(A)*} = (\text{居室内に浴室を備えていない入居定員}) \div 10$$

*小数点以下の端数は切り上げる。

- 居住部分のある階ごとに設けること。ただし、各階の定員が9人以下の場合、または居住部分のある階から浴室のある階まで移動できるエレベーターが設置されている場合は、この限りでない。

②共同浴場を設置する場合

- 個別浴室は必ず1箇所以上設けること。

- 浴室部分(脱衣室を除く)は、次の式により求められる面積以上を確保すること。

$$\text{必要面積(m²)} = (A-1)* \times 2.4(\text{m}^2)$$

*小数点以下の端数は切り上げる。

- 浴場内の動線に配慮した安全な計画にすること。

4.介護保険関連施設等を併設する場合の基準

- サービス付き高齢者向け住宅として必要となる設備(浴室、食堂等)は、当該併設施設とは別に単独で設けること。(事務室、厨房等の管理部門については共用可)
- サービス付き高齢者向け住宅の入居者と当該併設施設の利用者の動線が重ならないようにすること。ただし、改修の場合等で物理的に困難な場合はこの限りでない。
- サービス付き高齢者向け住宅と当該併設施設とは、界壁又は防犯上問題となるような施錠可能な扉により明確に区分すること。

5.その他

サービス付き高齢者向け住宅の登録申請をする場合については、工事等の前(工事を伴わない場合は申請前)に設置を予定する市町と協議を行うこと。

施行期日

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

なお、法第5条第1項に定める登録の申請を平成24年3月31日までに行った建物については、この基準は適用しない。法第5条第3項に定める更新の申請を行う建物についても、同様とする。

ただし、登録申請後に建物の改修・変更を行った場合には、この限りではない。